

2025年規定審議会制定案提出用紙

1. 提案者（クラブ名）千葉ロータリークラブ
2. クラブ番号 15015
3. 制定案文面

国際ロータリー細則 9.150.8. 審議会決定の発効日

原文

各立法案について規定審議会または決議審議会の行った決定は本細則第 9.150.4.項の下にクラブ決定により一時保留とされない限り、審議会閉会直後の7月1日にその効力を生じるものとする。

改定内容

審議会閉会した年の翌年の7月1日 とする

趣旨及び効果

- ・国際ロータリー会長エレクトは1月の国際協議会で世界中のガバナーエレクトに次年度の方針を伝える
- ・それを受けてガバナーエレクトは自分の地区の地区チームやクラブ会長エレクトに次年度の国際ロータリーの方針を伝え、地区運営方針を伝える
- ・それを受けてクラブ会長エレクトは次年度の運営方針を立てる
- ・これら次年度運営方針の前提は組織規定である
- ・しかるに4月の規定審議会では組織規定の変更が決まり、7月1日から有効になる事は準備してきた運営方針の前提を覆すことになる可能性がある
- ・変更された組織規定の有効化を規定審議会が閉会した年の翌年の7月1日とすれば国際ロータリー会長以下各指導者は変更が予定される組織規定を前提とした運営方針を立てられる。
- ・**緊要性があると判断して理事会が提案した議案はその限りではない。**

結論

よって、国際ロータリーの決議により

各立法案について規定審議会または決議審議会の行った決定は本細則第 9.150.4.項の下にクラブ決定により一時保留とされない限り、審議会 が 閉会 ~~直後~~ した年の翌年 の7月1日にその効力を生じるものとする。但し、緊要性があると判断して理事会が提案した議案はその限りではない。 とする

財務上の影響

特段の影響はない